埼 剣 連 第72号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和6年6月13日

各加盟団体長　 様

 公益財団法人埼玉県剣道連盟

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会 長　　栗　原　憲　一

令和6年度　埼玉県剣道選手権大会

兼第72回 全日本剣道選手権大会予選会

第28回 埼玉県女子剣道選手権大会

兼第63回 全日本女子剣道選手権大会予選会の実施について(通知)

　このことについて、下記のとおり実施いたしますので、資格条件を満たす者を確認の上、申し込みください。

本大会は令和6年11月3日(日) 東京都において開催予定です。

記

1. 日　　時　　　令和6年8月12日(月・祝)

入場時間　午前9時00分

　　　受付時間　午前9時10分～9時30分

検量時間　午前9時10分～9時50分

※選手は入口にて番号を確認し、番号と名前で受付をし、検量を行う。

1. 会　　場　　　**埼玉県立武道館　主道場**

　　　　　　　上尾市日の出4-1877　電話048-777-2414

1. 大会出場および運営にあたって
2. 当日の体温が37.5度以上の方、体調がすぐれない方は出場をお控えください。
3. 武道館への入場は1階正面入口とします。
4. 選手は面マスクまたはシールドを着用する。
5. 会場でのマスクの着用は個人の判断が基本となりますが、着用が効果的である場面ではマスクの着用を推奨します。
6. 出場資格

(1) 令和6年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き埼玉県剣道連盟の登録会員であること。

（2）【男子】年齢は満20歳以上とし、段位の制限はしない。

　　　　　（年齢計算は、本大会前の令和6年11月2日を基準とし、

　　　　　　　　　　平成16年11月2日以前に生まれた者）

　　　　【女子】年齢は満18歳以上とし、段位の制限はしない。

（年齢計算は、令和7年4月1日を基準とし平成19年4月1日以前に生まれた者）

　　（3）予選会出場は1か所とする。違反した者は出場を取り消す。

1. 試合・審判および試合方法
2. 全日本剣道連盟　剣道試合・審判規則と同細則、および主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判方法）に記載の試合方法による。
3. 試合は、トーナメント方式による。
4. 試合は3本勝負とし、試合時間は5分とする。勝敗が決しない場合は延長戦を行い、先に1本取った者を勝ちとする。なお、延長に入ってからの試合時間は3分区切りで、勝敗の決するまで継続する。
5. 竹刀検量　竹刀の検査本数は3本までとする。不合格竹刀があった場合

　　　　　に追加の竹刀検査は行わない。ただし、試合で竹刀が使用でき

なくなった場合は、本部にて追加の竹刀検査を行う。

1. 垂れに付ける名札の所属名は加盟団体名とする。ただし、大学剣道連盟から出場する者に限っては、大学名の名札を可とする。
2. 表　彰　　　第1位、第２位、第3位に賞状及び賞品を授与する。

優勝杯（持ち回り）

1. 申込方法　「全日本申込書」「全日本女子申込書」を使用し**7月9日（火）**

までにエントリーフォームより申し込みください。

 　　※申込者のない加盟団体も御報告ください。

1. 欠席連絡　8月9日午後5時までは埼玉県剣道連盟事務局（048-834-8869）、当日欠席の場合は午前8時30分までに埼剣連携帯電話（080-3737-9368・080-3737-9380）へSMS（ショートメッセージも可）にて必ず連絡のこと。
2. 安全対策　 本連盟として傷害保険に加入しています。なお、大会中の

負傷、疾病については、応急処置のみ行います。

保険証を持参のこと。

1. 個人情報保護法への対応　(以下を申込者に周知してください。)

　　　　　申込書に記載される個人情報（登録県名、称号、段位、漢字氏名、カナ氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業等）は、全日本剣道連盟および加盟団体(各都道府県剣道連盟)が実施する本大会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためにメディア関係者に必要な個人情報を提供することがある。

1. ビデオ撮影等について

　全日本剣道連盟ホームページ2019年3月22日更新「大会等におけるビデオ撮影等について」に準拠します。

[大会等におけるビデオ撮影等について](https://www.kendo.or.jp/information/20190322/)

**剣道用具の取り扱いについて**

1. 竹刀検査の本数は、選手一人につき3本までとする。以降は必要に応じて本部にて竹刀検査を行う。
2. 竹刀の長さ（全長・先革長）、重さ、太さ（先革先端対辺直径値及び先端より8cmのちくとう部対角直径値）は、表と図のとおりとする。

ピース（四つ割り竹）の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状の変更をしたものの使用は認めない。

1. 小手はこぶしと前腕（肘から手首の最長部）の1/2以上を保護し、安全性を保つため小手頭部および小手ふとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力がある。

小手ふとん部のえぐり（クリ）の深さについては小手ふとん最長部と最短部の長さの差が2.5cm以内である。

1. 面ふとん部は安全性を保つため、肩関節を保護する長さがあり、十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。
2. 剣道着の袖は、安全性を保つため、肘関節を保護する長さを確保する。（構えたときに肘関節が隠れること）





　　　　　　　　　　　　　長さ：120cm　重さ：51

　